

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>（特定排出事業者）</p> <p>第四条 条例第十四条第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）にいう建設業を営んでいる者であつて資本金が三億円を超えるもの</p> <p>二から四まで（現行のとおり）</p> <p>第五条から第十四条の二まで（現行のとおり）</p> <p>（広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委託）</p> <p>第十五条 条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収については、第十七条の場合を除くほか、財団法人東京都環境整備公社（昭和三十七年五月十四日に財団法人東京都環境整備事業協会という名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。）に委託する。</p> <p>2から5まで（現行のとおり）</p> <p>第十六条から第三十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第四号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（特定排出事業者）</p> <p>第四条 条例第十四条第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十九号）にいう建設業を営んでいる者であつて資本金が三億円を超えるもの</p> <p>二から四まで（略）</p> <p>第五条から第十四条の二まで（略）</p> <p>（広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委託）</p> <p>第十五条 条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収については、第十七条の場合を除くほか、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）に委託する。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>第十六条から第三十五条まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第四号様式まで（略）</p>

第5号様式（第15条関係）

産業廃棄物処理票
兼手数料領収証

年月日	. .	曜日		時刻	:
ゲート	整理番号				係員
搬入者					
車両番号					
総重量					kg
車両重量					kg
処理量					kg
単価					円
廃棄物		領収金額	円		

名称

代表者 職・氏名 ㊞

寸法 { 縦 8.9センチメートル
横 7.6センチメートル

第5号様式（第15条関係）

産業廃棄物処理票
兼手数料領収証

年月日	. .	曜日		時刻	:
ゲート	整理番号				係員
搬入者					
車両番号					
総重量					kg
車両重量					kg
処理量					kg
単価					円
廃棄物		領収金額	円		

財団 東京都環境整備公社
法人

代表者 職・氏名 ㊞

寸法 { 縦 8.9センチメートル
横 7.6センチメートル

別記第七号様式から第二十六号様式まで (現行のとおり)

第6号様式(第15条関係)

発行番号 _____

計 算 書

年 月 日

年 度		会 計		一 般 会 計					
款 目	使 用 料 及 手 数 料	項 目	手 数 料	手 数 料	料 料				
環 境 手 数 料		節 節		廃 棄 物 処 理					
区 分		手 数 料							
納 付 金 額		千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳									
留め置き金									
月 日分 収 納 金									□
月 日分 収 納 金									□
月 日分 収 納 金									□
月 日 過誤納還付金									
留め置き金									
差引納付金									

上記のとおり報告します。

名 称
発行者 職・氏名 ®

備考 1 首標金額は訂正しないこと。
2 本書は、納付書の裏面を使用して記入することができる。

寸法 (縦 18センチメートル
横 9センチメートル)

別記第七号様式から第二十六号様式まで (略)

第6号様式(第15条関係)

発行番号 _____

計 算 書

年 月 日

年 度		会 計		一 般 会 計					
款 目	使 用 料 及 手 数 料	項 目	手 数 料	手 数 料	料 料				
環 境 手 数 料		節 節		廃 棄 物 処 理					
区 分		手 数 料							
納 付 金 額		千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳									
留め置き金									
月 日分 収 納 金									□
月 日分 収 納 金									□
月 日分 収 納 金									□
月 日 過誤納還付金									
留め置き金									
差引納付金									

上記のとおり報告します。

財団法人 東京都環境整備公社
発行者 職・氏名 ®

備考 1 首標金額は訂正しないこと。
2 本書は、納付書の裏面を使用して記入することができる。

寸法 (縦 18センチメートル
横 9センチメートル)

